

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、プラチナグループメタル(白金、イリジウム、パラジウム、ロジウム、ルテニウム等)を中心に、当社のノウハウを生かして、「科学技術の発展に寄与し、社会の繁栄に貢献する」という企業理念を実現するため、株主、従業員、取引先、その他ステークホルダーに対し、それぞれの責任を果たしていかなければならないと考えております。そのため、コーポレートガバナンスの充実を経営の重要な課題として今後も取り組んで参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	1,452,288	19.99
田中貴金属工業株式会社	1,416,000	19.49
古屋 堯民	787,532	10.84
ロンミン ピーエルシー(常任代理人 ハーバート・スミス外国法事務弁護士事務所)	400,000	5.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	358,900	4.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	170,000	2.34
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	154,300	2.12
株式会社三菱東京UFJ銀行	140,000	1.93
古屋 慶夫	123,500	1.70
古屋 圭紀	104,000	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
油木田 祐策	他の会社の出身者											
平野 伊三夫	他の会社の出身者							○				
ウィルマ・スワーツ	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			三菱商事RtMジャパン株式会社ベースメタル・

油木田 祐策		三菱商事RtMジャパン株式会社ベースメタル・員貴金属本部副部長兼貴金属事業部長	員貴金属本部副部長兼貴金属事業部長としての国際的なビジネス活動についての知識・経験・ネットワークを当社の経営に活かしていただくため。
平野 伊三夫		田中貴金属工業株式会社取締役専務執行役員	田中貴金属工業株式会社取締役専務執行役員であり、当社の経営事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしていただくため。
ウィルマ・スワーツ		ロンミンPLC販売市場開拓本部長	ロンミンPLCの販売市場開拓本部長として国際的なビジネス活動についての知識・経験・ネットワークを当社の経営に活かしていただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人による監査結果について報告を受け、必要に応じて随時意見交換を行うことで相互の連携を高め、内部統制部門である内部監査室がサポートする体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福嶋 弘榮	弁護士													
青木 隆	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福嶋 弘榮	○	福嶋法律事務所所長	社外監査役に選任している理由は、弁護士としての専門的知識・経験等を監査体制に活かし、コーポレートガバナンス機能の強化を図るためであります。 独立役員に指定している理由は、当社との間に特別な利害関係はなく、また特定事業関係者でもないことから、独立性が高く一般株主との利益相反の生ずるおそれがないものと判断したためであります。
青木 隆	○	――	社外監査役に選任している理由は、大手企業、金融機関等で培われた海外での事業推進、企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を監査体制に活かし、コーポレートガバナンス機能の強化を図るためであります。 間に特別な利害関係はなく、また特定事業関係者でもないことから、独立性が高く一般株主との利益相反の生ずるおそれがないものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
その他独立役員に関する事項	
――	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
平成22年9月29日開催の定時株主総会の決議を以て、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を発行する制度を新たに導入しました。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役
該当項目に関する補足説明 更新	
当社は、付与対象者である取締役が株価上昇のメリットのみならず株価下落のリスクも負うことで、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的に本制度を導入しております。 なお、株式数の上限は8,000株(80個)としております。	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
報酬額の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別開示はしておりません。 但し、報酬額の総額については、役員区分に従い、有価証券報告書及び事業報告書において開示しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

役員ならびに監査役に対する報酬額の決定は株主総会の決議によるそれぞれの報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役会の決議に基づき決定しております。
 なお、役員個々の金額決定に際しては役位、就任年、業績などを総合的に勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対しては、担当役員または社員が必要に応じて会社の状況に関する資料等を提出、または説明を行うことにより、サポート体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の会社の機関としては、会社法に規定する株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。
 取締役会は取締役9名(うち、社外取締役3名)で構成し、原則として毎月1回定例開催し、会社経営の意思決定を行う常設機関として、取締役会の専決事項及び取締役会規定に定める付議事項を審議・決定しております。
 また、各取締役は、企業理念、経営方針及び取締役会決定事項について担当掌部門に周知徹底させ、利益計画の進捗状況や月例報告について審議検討し、経営の適正性・効率性の確保に努めております。
 なお、社外取締役の選任理由とその職務状況については、前述の【取締役関係】会社との関係(2)に記載の通りであります。
 監査役会は監査役3名(うち、社外監査役2名)で構成され、監査方針及び監査計画を協議決定しております。また、各監査役はこれに基づき、取締役会等の重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査を通じて客観的・中立的な立場で社内外における経験・見識から必要に応じて意見を述べ取締役の職務執行を監査・監督しております。
 当社は、各部門の業務の適正性を確保するため内部監査室にスタッフ3名を配置し、内部監査規程に基づいた計画的な監査活動を実施しております。
 なお、監査役の機能強化に向けた取組状況については、前述の【監査役関係】監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況、当該社外監査役を選任している理由に記載のとおりであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会における経営判断の透明性を確保するに当たり、各取締役の職務執行の状況等を監査・監督するため、監査役会を設置する体制が最適であると判断し、当該体制を採用しております。
 なお、取締役会及び監査役会には、それぞれ社外役員を選任することで、より客観的且つ独立的な立場から監視機能を行い、ガバナンス体制の充実化を図るとともに、当該体制の有効性を高めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(中間決算・年度決算)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社はホームページ(http://furuyametals.co.jp)のIRページで、決定開示事項他ニュースリリースなど発生事項についても迅速に掲載できる体制を確立しております。当社のIRは、総務部が担当しており、取締役総務部長を責任者としております。取締役会、営業部門、製造部門、管理部門などと緊密に連携し、正確かつ迅速な会計情報その他の情報開示の実施に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部を担当部署とし担当者を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、基幹方針において「顧客、株主、に信頼される経営を目指す。」旨を定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制及び方針を決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

定款をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員の教育等を行う。内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体からの不当な要求等を一切排除する。その整備状況として、「企業倫理綱領」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底する。また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談するとともに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築する。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間において、随時意見交換会を設定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体からの不当な要求等を一切排除する。その整備状況として、「企業倫理綱領」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底する。また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談するとともに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項